

## 初診の患者様、ご家族様へ

病院と診療所(かかりつけ医)の機能分担の推進を図るために国によって定められた制度により、当院では他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院へ直接来院し受診する患者様については初診に係る費用として下記の料金をご負担いただきます。

ただし、緊急やむを得ない場合により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

医科     1,650円(税込)

歯科     880円(税込)

### 【負担のない方】

- ・他の保険医療機関等からの紹介状(診療情報提供書)を持参した方
- ・救急車で搬送された方(軽傷の場合は除外される場合があります)
- ・外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・交通事故の患者様で自賠責保険適用の場合
- ・労働者災害補償適用の方
- ・生活保護法による医療扶助該当の方
- ・国の公費負担医療制度を受給されている方

### 【負担のある方】

- ・他の医療機関等の紹介状(診療情報提供書)がない方
- ・発熱外来(新型コロナ疑い、インフルエンザ疑いなど)に紹介状がなく受診される場合
- ・以前通院したことがあっても、前回の治療が治癒された患者様が今回の病気が新たに発生した場合や、診療を中止しある期間を過ぎて当院の診療を再開する場合

令和7年8月

国立病院機構岩手病院長